

社会福祉法人慈恵会 定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

- (イ) 特別養護老人ホームの経営
- (ロ) 軽費老人ホームの経営
- (ハ) 養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

- (イ) 老人デイサービス事業の経営
- (ロ) 老人デイサービスセンターの経営
- (ハ) 老人短期入所事業の経営
- (ニ) 老人介護支援センターの経営
- (ホ) 老人居宅介護等事業の経営
- (ヘ) 認知症対応型共同生活援助事業の経営
- (ト) 障害福祉サービス事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人慈恵会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者等を支援するため、無料又は定額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を岐阜県美濃加茂市下米田町東栃井81番の2に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上10名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選定委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選定委員会において行う。

- 2 評議員選定委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選定委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選定委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 評議員は、第5条に定める定款に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。
- 3 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬については、支給しない。それ以外については、評議員会において別に定める役員報酬及び役員等費用弁償支給基準規程に従って支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事並びに会計監査人の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第17条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第14条 理事が評議員会の目的である事項について提案をした場合においては、その提案につき議決に加わることができる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の議決があったものとみなす。

(報告の省略)

第15条 理事が評議員会の全員に対して評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことにつき、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第16条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2 議長及び評議員会において選出された議事録署名者2名がこれに記名押印することとする。

第4章 役員及び会計監査人並びに職員

(役員及び会計監査人の定数)

第17条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上9名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長、1名を副理事長とする。

3 副理事長を業務執行理事とする。

4 この法人に会計監査人を置く。

(役員及び会計監査人の選任)

第18条 理事及び監事並びに会計監査人は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第19条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

- 3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(会計監査人の職務及び権限)

第21条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

- 2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

- (1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面
- (2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員及び会計監査人の任期)

第22条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 理事又は監事は、第17条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。
- 4 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。

(役員及び会計監査人の解任)

第23条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。
- (3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- 3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。

(役員及び会計監査人の報酬等)

- 第24条 理事及び監事の報酬等については、評議員会において別に定める役員報酬及び役員等支給基準規程に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。

(責任の免除)

- 第25条 理事、監事又は会計監査人が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項の規定により免除することができる額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

- 第26条 理事（理事長、業務執行理事、業務を執行したその他の理事又は当該社会福祉法人の職員でないものに限る。）、監事又は会計監査人（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害について社会福祉法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金5万円と社会福祉法第45条の20第4項において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第113条第1項第2号で定める額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

(職員)

- 第27条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、

理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第31条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。

2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 前項の規定にかかわらず、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第33条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、別表1の財産をもって構成する。

- 3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産以外の財産とする。
- 4 公益事業用財産は、第41条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。
- 5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第34条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、岐阜県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、岐阜県知事の承認は必要としない。

- 1 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- 2 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第35条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書(資金収支計算書及び事業活動計算書)

- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 会計監査報告
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第38条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第39条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第40条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第41条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 指定老人訪問看護事業
- (2) 指定居宅介護支援事業
- (3) 介護老人保健施設「さわやかリバーサイドビラの設置経営及び老人短期入所事業の経営」

(4) 地域包括支援センターの受託経営

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

第8章 解散

(解散)

第42条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第43条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人に帰属する。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、岐阜県知事の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を岐阜県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人慈恵会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 山田實紘

理 事 山田 規

〃 木沢英實

〃 日比野宅男

〃 渡辺俊明

〃 山田康平

〃 尾崎民夫

〃 山内和徳

〃 岩田 毅

〃 大竹 稔

監 事 川島三代二

〃 安江薫三

附 則

この定款は、昭和62年10月 2日から施行する。

附 則

この定款は、昭和63年 4月 6日から施行する。

附 則

この定款は、平成 2年10月24日から施行する。

附 則

この定款は、平成 3年 7月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成 4年 7月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成 6年 7月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成 6 年 1 1 月 2 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 7 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 7 年 1 2 月 2 2 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 8 年 2 月 2 8 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 2 年 8 月 2 4 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 2 年 9 月 1 4 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 3 年 3 月 2 8 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 3 年 1 0 月 1 1 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 3 年 1 0 月 2 3 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 3 年 1 1 月 2 8 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 4 年 3 月 9 日から施行する。

附 則

この定款は、平成 1 4 年 4 月 1 0 日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年10月 3日から施行する。

附 則

この定款は、平成14年10月16日から施行する。

附 則

この定款は、平成15年 3月28日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年 4月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年 7月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成16年 9月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年 5月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成17年12月 2日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年 3月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年 5月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成18年10月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成21年 4月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成21年 6月 9日から施行する。

附 則

この定款は、平成22年 2月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年12月11日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年 2月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年 6月20日から施行する。

附 則

この定款は、令和 3年 3月19日から施行する。

附 則

この定款は、令和 5年 6月20日から施行する。

別表 1

岐阜県美濃加茂市下米田町東栃井字石畠 7 0 番 2 所在の敷地	459.13 平方メートル
岐阜県美濃加茂市下米田町東栃井字石畠 8 1 番 1 所在の敷地	1,303.63 平方メートル
岐阜県美濃加茂市下米田町東栃井字石畠 8 1 番 2 所在の敷地	1,505.36 平方メートル
岐阜県美濃加茂市下米田町東栃井字石畠 8 1 番 3 所在の敷地	1,519.34 平方メートル
岐阜県美濃加茂市下米田町東栃井字東畠 5 7 番 2 所在の敷地	195.14 平方メートル
岐阜県美濃加茂市下米田町東栃井字東畠 5 6 番 2 所在の敷地	52.00 平方メートル
岐阜県美濃加茂市下米田町東栃井字石畠 7 3 番 1 8 所在の敷地	337.00 平方メートル
岐阜県美濃加茂市下米田町東栃井字石畠 7 5 番 2 所在の敷地	181.00 平方メートル
岐阜県美濃加茂市下米田町東栃井字石畠 7 5 番 3 所在の敷地	154.11 平方メートル
岐阜県美濃加茂市下米田町東栃井字石畠 7 0 番 5 所在の敷地	596.12 平方メートル
岐阜県美濃加茂市下米田町東栃井字東畠 5 6 番 1 所在の敷地	806 平方メートル

岐阜県美濃加茂市下米田町東栃井字東畠 5 7 番 3 所在の敷地
168.04 平方メートル

岐阜県美濃加茂市下米田町東栃井字石畠 8 1 番 6 所在の敷地
13.53 平方メートル

岐阜県可児市菅刈字薬師前 1 3 8 8 番 1 所在の敷地
174.00 平方メートル

岐阜県可児市菅刈字薬師前 1 3 8 8 番 2 所在の敷地
35.10 平方メートル

岐阜県可児市菅刈字薬師前 1 3 8 9 番 1 所在の敷地
959.91 平方メートル

岐阜県可児市菅刈字薬師前 1 3 9 0 番 2 所在の敷地
131.00 平方メートル

岐阜県可児市菅刈字薬師前 1 3 9 1 番 3 所在の敷地
2.52 平方メートル

岐阜県可児市菅刈字薬師前 1 3 9 3 番 3 所在の敷地
31.57 平方メートル

岐阜県可児市菅刈字薬師前 1 3 9 3 番 4 所在の敷地
344.44 平方メートル

岐阜県美濃加茂市下米田町東栃井字石畠 8 1 番地 2、6 7 番地 1、6 8 番地、7 0 番地 2、7 0 番地 5、8 1 番地 1、8 1 番地 3、8 1 番地 6、8 4 番地 1 所在 家屋番号 8 1 番 2 の鉄筋コンクリート造陸屋根 3 階建 特別養護老人ホーム さわやかナーシングビラ 園舎及び付属機械室 1 棟 (6,556.38 平方メートル)

岐阜県美濃加茂市下米田町東栃井字石畠 8 1 番地 3 所在 家屋番号 8 1 番 3 の鉄筋コンクリート造陸屋根地下 1 階付 7 階建 介護老人保健施設 さわやかリバーサイドビラ 園舎 1 棟 (3,297.28 平方メートル)

岐阜県美濃加茂市下米田町東栃井字石畠 8 1 番地 3、7 0 番地 2、7 0 番地 5、7 3 番地 1 8、7 5 番地 2、7 5 番地 3、5 7 番地 2、5 7 番地 3 所在 家屋番号 8 1 番 3 の 2 の鉄骨造ステンレス鋼板葺 1 2 階建 軽費老人ホーム ケアハウス飛騨川 園舎 1 棟及び付属集会所 1 棟 (2,977.89 平方メートル)

岐阜県加茂郡川辺町上川辺字野黒 9 3 0 番地 1 所在 家屋番号 9 3 0 番 1 の鉄筋コンクリート造陸屋根 6 階建 特別養護老人ホーム さわやかナーシング川辺 軽費老人ホームケアハウス第二飛騨川 園舎 1 棟 (4,784.83 平方メートル)

岐阜県下呂市小川字小洞 1 0 0 0 番地 2、1 0 0 0 番地 3、1 0 2 1 番地 所在 家屋番号 1 0 0 0 番 2 の鉄筋造亜鉛メッキ鋼板葺 8 階建 軽費老人ホーム ケアハウス下呂温泉 園舎 1 棟 (2,987.56 平方メートル)

岐阜県可児郡御嵩町井尻字清水井 6 5 番地 1 所在 家屋番号 6 5 番 1 の鉄筋コンクリート造瓦葺・陸屋根 3 階建 養護老人ホーム さわやか長楽荘 園舎及び付属建物 1 棟 (3,510.58 平方メートル)

岐阜県可児郡御嵩町井尻字清水井 6 5 番地 1 所在 家屋番号 6 5 番 1 の 2 の木造瓦葺平家建 認知症対応型共同生活介護 さわやかグループホームみたけ 園舎 1 棟 (218.07 平方メートル)

岐阜県可児郡御嵩町井尻字清水井 6 5 番地 1 ・可児郡御嵩町井尻字和智洞 2 1 3 番地 1、2 1 3 番地 2、2 1 4 番地、2 1 5 番地 1、2 1 6 番地 1、2 1 6 番地 2 所在 家屋番号 6 5 番 1 の 3 の鉄筋コンクリート造瓦葺 4 階建 特別養護老人ホーム さわやかナーシングみたけ 園舎 1 棟 (4,270.67 平方メートル)

岐阜県美濃加茂市下米田町東栃井字石島66番地1、66番地2所在 家屋番号66番1の2の鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 認知症対応型共同生活介護 さわやかグループホームみのかも 園舎1棟 (472.48平方メートル)

岐阜県可児郡御嵩町伏見字念事ヶ平1882番地1所在 家屋番号1882番1の鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建 通所介護 さわやかデイサービスセンター伏見 園舎1棟 (478.68平方メートル)

岐阜県美濃加茂市本郷町三丁目20番地15、20番地14所在 家屋番号20番15の鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建 認知症対応型共同生活介護 さわやかグループホーム本郷 園舎1棟 (510.20平方メートル)

岐阜県加茂郡川辺町上川辺字数間野1033番地3、1034番地所在 家屋番号1033番3の木造合金メッキ鋼板葺平家建 認知症対応型共同生活介護 さわやかグループホーム川辺 園舎1棟 (248.35平方メートル)

岐阜県可児市菅刈字薬師前1389番地1、1388番地1、1388番地2、1390番地2、1393番地3、1393番地4所在 家屋番号1389番1の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺陸屋根3階建 老人短期入所施設 さわやかナーシング可児 園舎1棟 (2,676.07平方メートル)

岐阜県下呂市乗政字寺前1267番地5、1267番地6、1267番地7所在 家屋番号1267番5の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建 特別養護老人ホーム さわやかナーシング下呂 園舎1棟 (5,337.33平方メートル)

岐阜県加茂郡七宗町川並字檜奥井戸611番地、607番地1、610番地、612番地、615番地所在 家屋番号611番の鉄骨造合金メッキ鋼板葺平家建 通所介護 さわやかデイサービスセンター七宗 園舎1棟 (514.95平方メートル)

岐阜県加茂郡七宗町川並字檜向平630番地1、630番地2所在 家屋番号630番1の鉄骨造合金メッキ鋼板葺平屋建 認知症対応型共同生活介護 さわやかグループホーム七宗 園舎1棟 (270.91平方メートル)

岐阜県加茂郡坂祝町黒岩字中内149番地2所在 家屋番号149番2の鉄筋コンクリート造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 小規模特別養護老人ホーム さわやかナーシングさかほぎ 養護老人ホーム さわやか日本ライン 園舎1棟 (3,456.72 平方メートル)

岐阜県加茂郡坂祝町黒岩字中内165番地1所在 家屋番号165番1の木造スレート葺平家建 認知症対応型共同生活介護 さわやかグループホームさかほぎ 園舎1棟 (266.10 平方メートル)